

月日曜	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
14	土 8	衆議院 1 選挙公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 "	法76,62 令82 法76,62 事規30 事規30	衆議院 1 選挙公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	法170 運規44 審令28
15	日 7	衆議院 1 審査公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 "	法76,62 令82 法76,62 事規30 事規30	衆議院 1 審査公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	審法52 審令19~21 審事規10 審令13
16	月 6	衆議院 1 審査公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	県委員会 "	法76,62 令82 法76,62 事規30 事規30	衆議院 1 審査公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	法39,41,41の2 事規17 法63,64 事規26 法49 令59の4 審令13 令65の11
17	火 5	衆議院 1 審査公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	選挙 "	法86 法76,62 令82	衆議院 1 審査公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	法62 令69 法62 事規25
18	水 4	衆議院 1 審査公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	選挙 "	法86 法76,62 令82	衆議院 1 審査公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	法62 令69 法62 事規25
19	木 3	衆議院 1 審査公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	選挙 "	法86 法76,62 令82	衆議院 1 審査公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	法62 令69 法62 事規25
20	金 2	衆議院 1 審査公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	選挙 "	法86 法76,62 令82	衆議院 1 審査公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	法62 令69 法62 事規25
21	土 1	衆議院 1 審査公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	選挙 "	法86 法76,62 令82	衆議院 1 審査公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	法62 令69 法62 事規25
22	日	衆議院 1 審査公報印刷開始(比例代表) 2 選挙公報の印刷終了及び市町委員会へ送付(比例代表) 最高裁 1 審査公報を市町委員会へ送付	選挙 "	法86 法76,62 令82	衆議院 1 審査公報の受領(比例代表) 2 選挙公報を各世帯に配布開始(選挙の期日前2日までに完了) 最高裁 1 審査公報の受領 2 審査公報を各世帯に配布開始(審査の期日前2日までに完了)	市町委員会 "	法62 令69 法62 事規25

月日	曜日	選挙期日前後	県委員会・選挙長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
22	日	投票				10 投票録を作成し、投票箱その他関係書類とともに開票管理者に送致 11 投票状況を県委員会に速報 12 期日前投票所の投票箱等を開票管理者に送致 13 開票所の設備その他の準備 14 開票立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知 15 開票開始 16 投票点検結果を市町委員会に速報 17 投票点検結果を県委員会に速報 18 開票録を作成し、投票点検結果を市町委員会を経て選挙長（選挙分会長）に報告 19 選挙人名簿又はその抄本、在外選挙人名簿又はその抄本、投票、投票録、開票録その他の資料を市町委員会に送付 最高裁 1 投票録を作成し、投票箱とともに開票管理者に送致 2 投票状況を県委員会に速報 3 投票点検結果を市町委員会に速報 4 投票点検結果を県委員会に速報 5 開票録を作成し、投票点検結果を市町委員会を経て審査分会長に報告	投票管理者 投票立会人 市町委員会 市町委員会 市町委員会 開票管理者 市町委員会 市町委員会 市町委員会 開票管理者 投票管理者 市町委員会 開票管理者 市町委員会 開票管理者	法54,55 通知 法48の2,55 令49の10 法63 法62 事規25 法65 市町委員会 法66,70 令74 事規27 令75,76 審法17 通知 審法21,23 審事規2
10	23	(後)	1 投票点検結果報告検収 2 選挙会及び選挙分会並びに審査分会の準備	選挙長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 審査分会長	法66 令74 事規27 審法21 審事規2 法77 審法27	1 投票点検結果報告（小選挙区・比例代表・国民審査）	開票管理者	法66 令74 事規27 審法21 審事規2
24	火	2	衆議院 1 選挙会及び選挙分会の選挙立会人が3人に達しないとき、又は達しなくなったときの選任及び通知（小選挙区） 2 選挙会の開催及び選挙録の作成（小選挙区） 3 選挙録及び選挙会に関する書類を県委員会に送付（小選挙区） 4 当選人の住所、氏名等を県委員会に報告（小選挙区） 5 選挙分会の開催及び選挙分会録の作成（比例代表） 6 選挙分会録及び選挙分会に関する書類を県委員会に送付（比例代表） 7 県選挙管理委員会の開催 8 当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示（小選挙区） 9 選証書の付与（小選挙区） 10 総務大臣に当選証書付与の報告（小選挙区） 11 選挙分会録の写しを添えて選挙長に選挙結果を報告（比例代表） 最高裁 1 審査分会の開催、審査分会録の作成 2 審査分会の結果及び選挙人名簿に登録されている者の数を審査長に報告	選挙長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 県委員会 選挙分会長 選挙分会長 選挙分会長 審査分会長 審査分会長	法76,62 事規30 法80,83 令85 法101 法80,83 令85 法101 法105 法108 法81 審法27,28 審法29 審令14			
28	土	6		出納責任者 選挙長	法189 令93	1 選挙人名簿又は抄本の閲覧開始	市町委員会	法28の2,28の3
11	6	月	1 選挙運動に関する収支報告書の提出期限					
11	24	金	33 供託物返還手続開始					